

呉市教育委員会会議録  
(平成29年1月18日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
平成29年1月18日定例会

- 1 開催日時 平成29年1月18日(水) 10:30開会  
11:12閉会
- 2 開催場所 407・408室(つばき会館4階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市  
教育長職務代理者 森尾敬介  
委員 水野良行  
委員 船尾慎  
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸  
教育部参事 上田勝治  
教育部副部長 細川司  
教育部参事補 上垣内信治  
教育総務課長 清水和彦  
学校施設課長 沖本正樹  
学校教育課長 多幾山晃年  
学校安全課長 小川聡  
呉高等学校事務長 荒木重雄  
文化振興課長 神垣進  
中央図書館長 田中宏典  
教育総務課課長補佐 追原重臣
- 5 傍聴者 18人

## 6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第1号 請願書について（「請願に対する回答書」への公開質問状（その2））
- (4) 教議第2号 請願書について（自衛隊の広報活動（体験学習，出張授業））
- (5) 教議第3号 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- (6) 報告第1号 呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）について
- (7) 報告第2号 平成29年度教育費予算について
- (8) 教議第4号 平成29年度教育費予算復活要求について

(10:30)

教 育 長 これより定例会を開会します。  
日程第1の「会期決定について」を議題とします。  
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。  
よって会期は、本日1日と決定されました。  
本日の会議録署名委員は、森尾委員・水野委員にお願いいたします。  
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

追原課長補佐 (平成28年12月16日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6から日程8については、議会に諮る案件のため、非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

### 教議第1号 請願書について（「請願に対する回答書」への公開質問状（その2））

教 育 長 それでは、日程第3の教議第1号「請願書について（「請願に対する回答書」への公開質問状（その2））」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

清 水 課 長 教議第1号「請願書について（「請願書に対する回答書」への公開質問状（その2））」について御説明いたします。

本件は、平成28年8月23日に議決いたしました、中学校教科用図書（社会科歴史的分野、公民的分野）の採択についての「公開質問状」への回答内容を真摯な回答ではないとして、再度教育委員会の見解を求める請願となっております。

請願団体は、教科書ネット・呉で、代表者は岩崎、花岡、岸、中室氏となっております。

請願内容につきましては、学校教育課が説明いたします。

多 幾 山 課 長 請願団体から平成28年12月9日に提出された「請願書」の内容につきましては、4点ございます。

1点目は、平成28年度使用教科用図書（中学校）の採択に係る指導主事の選定委員会委員と調査・研究委員会委員の重複について、2点目は、平成28年3月3日に開催しました臨時教育委員会会議の位置付けについて、3点目は、教科用図書を選定するための資料である総合所見の内容について、4点目は、その総合所見に記載しております評定（◎○◇△）の「意思形成過程に係る資料がない」ことについてでございます。

この4点につきましては、平成28年8月23日の定例教育委員会で委員の皆様にご覧いただいた「公開質問状への回答」や弁明書、再弁明書、監査請求等で、これまで詳しく請願団体に回答しているものでございます。

請願団体は、今回の質問状は一定の「まとめ」という性質のものでもあり、情報公開・弁明書や監査請求で明らかになったことや総合所見の評定の不公平さに

ついて重ねて問うと主張している状況でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の教議第1号「請願書について（「請願に対する回答書」への公開質問状（その2））」の説明がございました。これについての、御質問、御意見はございませんか。

水 野 委 員 　先ほど説明がありましたように、請願書に「重ねて問う」とあるわけですが、今回の質問状の内容でこれまでの回答以外に回答できる内容のものはありますか。

多 幾 山 課 長 　それはございません。これまで説明してきております回答を繰り返すようになる状況でございます。

教 育 長 　そのほかに御質問はございませんか。

香 川 委 員 　請願団体とは、住民訴訟で係争中と認識しておりますが、今回の質問状の内容は、裁判の中味と関係はありますか。

多 幾 山 課 長 　裁判に関係する部分も含まれております。

教 育 長 　そのほかに御発言はございませんか。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本請願を採択するか、不採択とするかについての御意見をお伺いしたいと思います。

森 尾 委 員 　先ほど学校教育課長から説明及び答弁がありましたように、これまで様々な場面におきまして、既に回答していると認識しているわけでございます。今回のような請願は、不採択とするべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

教 育 長 　ただ今、本請願を採択するか、不採択にするかの御意見を伺っておりますが、森尾委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

（異議なしの声）

教 育 長 　異議なしの声が出ましたので、それでは、本請願は不採択とすることとしてよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本請願は不採択とします。

## 教議第2号 請願書について（自衛隊の広報活動（体験学習、出張授業））

教 育 長 　次に、日程第4の教議第2号「請願書について（自衛隊の広報活動（体験学習、出張授業））」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

清 水 課 長 　教議第2号「請願書について（自衛隊の広報活動（体験学習、出張授業））」について御説明いたします。

本請願は、小・中学生に対する体験学習や出張授業が、自衛隊への将来の志願を目的とする広報活動になっているのではないかという不安や疑問に対する回答を文書により求める請願になっております。

請願団体は、子どもと教育を守る呉市民の会（準備会）で、代表者は是恒、下末、手嶋氏となっております。

請願内容につきましては、学校教育課から御説明いたします。

多 幾 山 課 長 この海上自衛隊を活用した職場体験や校外学習等については、これまでも、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階に応じて、適切に実施しております。今後も、学習指導要領の趣旨にのっとり、効果的な学習と適切な実施となるよう各校を指導してまいります。

したがいまして、請願事項につきましては一括して「海上自衛隊を活用した職場体験や校外学習等については、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じて、適切に実施するよう指導してまいります。」と回答したいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第2号「請願書について（自衛隊の広報活動（体験学習、出張授業））」の説明がございました。これについての、御質問、御意見はございませんか。

森 尾 委 員 海上自衛隊の活動を見学・体験したり、講話を子どもたちが聞いて学習したりすることは、どういう根拠に基づいて行うことになるのでしょうか。

多 幾 山 課 長 現行の小中学校の学習指導要領におきましては、教育課程実施上の配慮事項の中に、「各教科の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視し」とあります。

その例示といたしまして、「社会科での観察や調査・見学」あるいは、総合的な学習の時間における「見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れた問題解決的な学習を充実させること」とございますので、こういった学習指導要領の趣旨を根拠にした学習でございます。

教 育 長 そのほかに御発言はございませんか。

香 川 委 員 今、各学校では、地域とのつながりを大切にしながら、様々な施設と連携し、授業や学校の行事にゲストティーチャーとして招いたり、呉市内のいろんな施設を見学し、体験などを行っています。この自衛隊の活動の見学や体験活動は、そういった地域とのつながりを大切にしたい、呉市の施設と連携した教育活動と考えてよろしいのでしょうか。

多 幾 山 課 長 先ほどと同様に、学習指導要領の配慮事項には、地域との連携を深めることも求められておりまして、「教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て児童・生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である」とございます。

また、「こうした取組を進めるに当たっては、総合的な学習の時間や特別活動などを有意義に活用するとともに、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切である」とあります。

したがいまして、この自衛隊の活動の見学や体験活動も、委員仰せのとおり、地域とのつながりを大切にしたい、呉市の施設と連携した教育活動の一つであると考えております。

教 育 長 そのほかに御発言はございませんか。

香 川 委 員 呉市のキャリアスタートで自衛隊での職場体験というのは、どんなことをされていますか。

多幾山 課長 例年行ってもらっています体験活動については、例えば、ロープの結び方、手旗信号、水泳や行進、カッター訓練など子供たちが馴染みやすい体験を実施してもらっております。また、年によって場所は違いますが、施設の見学なども学習の一環として実施してもらっている状況でございます。

教 育 長 よろしいですか。

香 川 委 員 はい。

教 育 長 そのほかに御質問はございませんか。

水 野 委 員 今回の課長の説明に、呉市の施設と連携した教育活動の一つとありましたが、呉市内の小中学校の子どもが自衛隊以外の施設に行ったり、学校への出張授業が行われているということですか。

多幾山 課長 はい、中学校の職場体験以外でも、小学生が市内の消防署を訪問し、はしご車の試乗を体験したり、中学校に警察官や消防署員が訪問し、犯罪防止や防災に関して講話するなど、市内の施設での体験活動や出張授業を行っております。

教 育 長 ほかに御発言はございますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本請願を採択するか、不採択とするかについて御意見をお伺いしたいと思います。

船 尾 委 員 自衛隊への職場体験や自衛隊の活用内容の講話などは、そういった出張授業といわれるものなどは、教育委員会が各学校へ学習指導要領にのっとって行うよう指導するということですので、先ほどの学校教育課長の説明されたとおりに御回答されたらといかがかと思っておりますがどうでしょうか。

教 育 長 今、船尾委員さんから発言がございましたがそのほかには何かありますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本請願は採択することとし、先ほどの学校教育課長の説明のとおり、請願者に回答することにしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よってそのように決めます。

### 教議第3号 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第5の教議第3号「呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

多幾山 課長 教議第3号「呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」御説明いたします。

資料23ページをお開きください。改正の主な内容について、議案資料をもとに御説明いたしますので、続いて39ページを御覧ください。

はじめに、1. 趣旨についてですが、この度の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正による広島県立学校職員服務規程等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

次に、2. 介護休暇制度の主な改正点につきましては、介護休暇を分割して取得することができ、また、職員が働きながら日常的に介護に対応することができ

るように新たな休暇が創設されたこととございます。

続きまして、3. 当該訓令の主な改正の内容を御覧ください。

改正の主な内容としましては、2点ございます。

1点目は、呉市立学校教職員に係る介護休暇等の請求時の手続き等の変更を行いました。

2点目は、休暇簿等の様式の変更及び追加を行いました。

これら2点の様式の変更及び追加につきましては、介護休暇を分割して取得できるようになったこと、新たな介護時間が創設されたことに伴い、手続きが変更され、休暇簿が追加されたものでございます。

(3) その他の内容につきましては、用語の定義を明確にすべき規定がありましたので、この度の改正と合わせて整理をするものでございます。

4. 施行期日につきましては、令達の日としております。

最後に、54ページまでございます、5. 新旧対照表につきましては、改正点に伴う手続や様式指定及び新しく設けられた様式について、現行の規則と改正案を示しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第3号「呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありました。これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

## 報告第1号 呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）について

(10:54)

教 育 長 次に、日程第6の報告第1号「呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

多 幾 山 課 長 それでは、報告第1号「呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）について」御報告いたします。

資料55ページを御覧ください。55、56ページの計画（案）の概要につきましては、前回7月定例会で報告させていただいたものから変更はございません。

次に、57ページからの別添1、「呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）に対する意見募集結果について」を御覧ください。1、2にありますとおり、平成28年9月20日から10月19日まで、パブリックコメントを行い、広く市民から意見を募集したところ、11名から27件の御意見がございました。

その内容につきましては、4の「提出された意見の要旨とそれに対する市の考え方」のとおり、27件の意見それぞれに対し、担当課と連携し、現状の市の考え

方をそれぞれ示すことで整理しております。左側に市民から提出された意見，右側は，それらを受けた市の考え方でございます。最終的に意見を受け，計画（案）への修正を加えた4点について御説明いたします。

1点目は，1番左の通し番号にございます1を御覧ください。「『ブックスタート』事業」について，市民の意見3行目にありますように「妊娠し，母子手帳を手にしたときから始めたかどうか」という御意見がありました。このことについて，右側の市の考え方の2段落目にありますように，妊娠期からの働き掛けも大切なこととして取組を進めていますので，「現状」に妊娠期の働き掛けを加えた形に修正しました。

2点目は，58ページの「7学校図書館の蔵書等の整備・充実」について，市民の意見の点線から3行下にありますように，「蔵書数だけではなく，その質の見直しも必要ではないか」という御意見がありました。このことについて，趣旨としては，いただいた御意見と同じように考えておりましたので，右側，市の考え方の2段落目に具体的に記しておりますが，「より魅力的な学校図書館にするための整理・配架の工夫」を加えた形に修正いたしました。

3点目は，59ページの「10読書ボランティアの活用」についてです。3行目にありますように，市民から「読書ボランティア同士の情報交換の場を設けてもらいたい」といった御意見をいただいております。このことについては，市の考え方の2段落目にありますように，中央図書館集会室の使用料の減免措置等により，団体へのバックアップに努めていくと同時に，下から3行目にありますように，教育委員会として，「学校と読書ボランティアの連携や交流等」を実施していくことといたしました。

4点目は，一番下の「12読書活動の充実」についてです。市民から，「家庭で保護者が書物に触れている姿を感じながら育てば，自然と子供も『読書』好きになるのではないか」といった御意見をいただいております。このことについては，家庭での読書に関わる働き掛けも大切であると考えておりますので，市の考え方の一番下にありますように，PTA講演会を加え，読書活動の啓発を推進していくことといたしました。

これらの修正を加えた内容を基に，63ページからの別添2の「新旧対照表」のように案を変更し，ページをめくっていただき，別添3の「呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）」を新たに策定いたしました。

最後に，この計画（案）につきましては，本日御報告させていただき，今後2月8日に文教企業委員会で行政報告する予定でございます。その後，57ページに戻っていただきまして，3.意見募集結果及び計画の公表にありますとおり，3月23日から4月21日まで，本資料を呉市ホームページや市民センター各窓口等で公表いたします。来年度4月1日からは，本計画に基づき実践を進め，呉市の子供の読書活動の推進に努めてまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今，事務局から日程第6の報告第1号「呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）」について」の説明がありました，これについて，御質問等がありましたらお願いいたします。

香川委員 読書活動推進計画の2ページのところにある目指す姿のところ、「自ら問題を発見し、より良く問題を解決しようとする子供」というところの、問題と課題の違いとしてはどうなのでしょう。「課題を発見し」の方が良いかと思ったのですが。問題に意味があるのかどうか。

多幾山課長 この推進計画の中に目指しているものは、これからの時代において、いわゆる答えの出ないような、そういった問題解決に向けた力を求められているということがあって、従前の課題というよりも、そういった意味合いの問題を解決するとそういったことに向けたものにもしたいという思いもありましたので、あえてそういった問題にしたという言葉にいたしました。

教育長 よろしいですか。そのほかに御発言はございませんか。  
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

## 報告第2号 平成29年度教育費予算について

教育長 次に、日程第7の報告第2号「平成29年度教育費予算について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

清水課長 報告第2号「平成29年度教育費予算について」御説明いたします。

資料の65ページを御覧ください。平成28年度と29年度の教育費予算の比較表でございます。予算要求の内容につきましては、12月定例会で御説明したところでございますが、昨日、予算内示がございましたので、その結果を御報告するものでございます。

なお、12月定例会時点では人件費部分が判明しておりませんでしたので、人件費を含まない比較表で御説明いたしましたが、今回は、人件費を含んだ額の比較表となっております。

表の中ほど網掛けをしております、内示額Cの列一番下の行を御覧ください。平成29年度教育費予算内示額は、67億2,247万1千円でございます。その左隣の欄の予算要求額78億4,407万円から、11億2,159万9千円の減額査定でございます。なお、昨年度の当初予算額でございます、左から3番目の列の一番下の行にございます、69億9,105万1千円と比較いたしますと、2億6,858万円の減額予算となっております。

それでは、主な増減分について御説明いたしますので、内示額の右隣の列、要求額比、増減額の欄及び備考欄を御覧ください。

教育総務費では、スクールバス、タクシー運行業務の委託料及び遠距離通学費補助金を過去の実績額又は執行率による査定により減額、学齢簿システムがゼロ査定となっております。小学校費では、吉浦小学校の借地購入経費が、査定時において追加となったことによる増額、普通教室空調設備工事实設計が80パーセント、横路小学校の校舎改築工事实設計が90パーセントという査定により減額、中学校費では、中学校給食委託料の減額、パソコン賃貸借料の減額、片山中学校重層屋体改築工事等は、国費の採択状況を勘案した上で改めて補正等により対応するため、改築工事費等の経費がゼロ査定となっております。高等学校費で

は、教職員が受講する長期研修が1年延伸することに伴いまして、代員に要する経費の減額、校内建物別電気容量調査業務及び多目的トイレ温水便座取り付け改修等がゼロ査定となっております。少し下に下がりました、社会教育費では、警固屋まちづくりセンター陶芸窯購入費がゼロ査定、生涯学習センター嘱託職員人件費の減額、図書館費では、エレベーター改修工事がゼロ査定、電算処理システムサーバー更新に要する経費の減額、トイレ改修修繕がゼロ査定となっております。美術館費では、空調配管改修検討業務委託及び中期整備計画策定業務委託料がゼロ査定、社会教育施設費では、文化ホール施設LED等修繕料、中長期整備計画策定業務委託料及び防犯カメラ機器更新に要する経費がゼロ査定となっているものでございます。

以上が主な減額分となっております。

資料の67ページを御覧ください。平成29年度重点事業について、予算内示額を一覧にしたものでございます。

以上で、重点事業整理票の説明を終わらせていただきます。

なお、68ページから101ページまでは、重点事業につきまして、102ページから108ページまでは、担当課別のその他の主な事業につきまして、12月定例会で協議いただきました資料を内示に基づいて見え消しで修正したものでございます。後ほど御覧いただければと思います。説明は以上でございます。

教 育 長 ただいま事務局から日程第7の報告第2号「平成29年度教育費予算について」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

#### **教議第4号 平成29年度教育費予算復活要求について**

教 育 長 次に、日程第8の教議第4号「平成29年度教育費予算復活要求について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清 水 課 長 教議第4号「平成29年度教育費予算復活要求について」御説明いたしますので、資料の109ページ110ページをお願いいたします。平成29年度教育費予算内示に関しまして、予算の復活要求をお諮りするものでございます。今回、社会教育施設費におきまして、1件の復活要求を予定いたしております。詳しい内容につきましては、文化振興課から御説明いたします。

神 垣 課 長 それでは、平成29年度予算復活要求の内容につきまして御説明いたしますので、資料の109ページ、110ページをお願いいたします。

復活要求の事業名・項目は、「朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産登録記念事業」でございます。

この事業は、昨年3月に、日本と韓国とで日韓の平和遺産である「朝鮮通信使」に関する資料をユネスコの記憶遺産に登録されるよう共同申請をしております。

共同申請した日本側の構成メンバーは、呉市を含めた朝鮮通信使ゆかりの長崎

県対馬市から栃木県日光市の13の自治体と下蒲刈の蘭島文化振興財団など関係団体も含まれています。

今年の9月頃には、ユネスコの記憶遺産に登録される予定でありまして、登録に合せて記念事業を開催するものでございます。

当初予算要求させていただいた事業費は、300万円でありましたが、昨日の予算内示では、220万円でありました。

今回、更に480万円を復活要求させていただき、700万円での記念事業を実施したいと考えております。

その理由といたしましては、昨年10月末に当初予算を要求させていただいたときから、その後、ゆかりの市町に認定された場合の祝賀、PRの計画を確認するなかで、他の市町も、このチャンスを捉え積極的なPRを計画しており、呉市としても市全体で盛り上げるとともに、観光客等の誘客を図るため、市内の主要なスポットに看板やのぼり、横断幕を設置しようとするものでございます。

昨年の4月の日本遺産の認定に引き続き、今年9月のユネスコ記憶遺産の認定を受け記念事業を実施していくことで、呉市の活性化につなげていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

説明は以上です。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第8の教議第4号「平成29年度教育費予算復活要求について」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

以上で定例会を閉会します。

(11:12)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

( 教育長 中 村 弘 市 )

( 委 員 森 尾 敬 介 )

( 委 員 水 野 良 行 )

(平成29年1月18日定例会)